

看護業務の補助を行う看護助手（会計年度職員）を募集します

当センターは群馬県の精神医療の基幹病院として、他の医療機関と連携を取りながら、安心・安全な治療環境のもと患者さまの治療を行っています。入院から退院、退院後の地域ケアまで一貫した治療モデルを構築しています。



研修体制が整っているため、経験のある方だけでなく、未経験でも安心して働いていただけます。ぜひ、一緒に働きましょう。



職務内容：看護助手業務

主な業務：入院患者の環境整備、検体や書類の運搬、食事の準備など

募集人員：2名程度

募集対象：なお、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。

- (1) 地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する人）
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・群馬県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (2) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

勤務時間：週5日以内（7時間45分以内/日）

実際の勤務時間は相談により決定します。

所定勤務時間を超える勤務はありません。

勤務地：群馬県立精神医療センター（自家用車通勤可）

任用期間：任用日から令和6年3月31日まで。採用後、原則として1月間は条件付採用期間とします。

※勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（最長3会計年度）

給与支払日：翌月21日（月末締め翌月支払い）

給与：（時間額）1,005円

※地域手当を含む

諸手当等：給与関係の条例、規則等の定めるところにより、通勤手当、期末手当等が支給されます。（その他、一定の条件のもと、1年を超えて勤務した場合、退職手当の支給があります。）

加入保険等：雇用保険、社会保険（その他、一定の条件のもと、1年を超えて勤務した場合共済組合へ加入となります。）

災害補償：非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険制度の適用となります。

応募方法：会計年度任用職員履歴書（別記様式7号）に必要事項を記載し、下記宛先まで郵送にて送付願います。履歴書には、業務上有用と思われる資格を記載してください。

書類選考の上、面接日時等を通知いたします。

応募状況によって、募集を締め切らせていただきます。

宛先：〒379-2221

群馬県伊勢崎市国定町二丁目2374

群馬県立精神医療センター事務局

TEL：0270-62-3311

FAX：0270-62-0088

そ の 他：応募の秘密については厳守いたします。

採用者にあつては地方公務員法の適用を受けます。任用期間後については、勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることもあります。（最長3会計年度）

※3会計年度終了後も、公募を経たうえで改めて任用される場合もあります。